

門真市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に存する建築物（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。）に使用されている吹付けアスベストの分析調査事業又は除去等事業を実施する当該建築物の所有者に対して、予算の定める範囲内で門真市アスベスト飛散防止対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、門真市補助金等交付規則（昭和43年規則第19号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき必要な事項を定め、民間建築物の吹付けアスベストの分析調査の実施及び除去等を促進し、もって大気中に飛散する吹付けアスベストによる市民の健康被害を防止し、安全な市街地環境の整備を図ることを目的とする。

(交付期間及び見直し)

第2条 補助金の交付期間は、令和6年度から令和8年度までとする。

2 市長は、補助金の交付期間が終了するに当たり、社会的動向、補助効果及び補助のあり方等を勘案した上で、交付期間、補助対象事業、補助率等について見直しを行うものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 吹付けアスベスト 石綿等をあらかじめ添加した建築材料で石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものを定める件（平成18年国土交通省告示第1172号）の各号に掲げるものを添加した建築材料をいう。
- (2) 分析調査事業 吹付けアスベストの有無を分析により調査（以下「分析調査」という。）する事業で、建築物石綿含有建材調査者が「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日付基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達）及び「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」（平成20年2月6日基安化発第0206003号）により示された分析方法に基づいた方法により実施するものをいう。
- (3) 除去等事業 吹付けアスベストを除去し、封じ込め、又は囲い込みの措置（以下「除去等」という。）を行う事業で、当該事業の実施計画の策定等を建築物石綿

含有建材調査者が行うとともに、当該計画等による現場体制に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）の規定に基づいた方法により実施するものをいう。

- (4) 補助対象事業 分析調査事業又は除去等事業をいう。
- (5) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項、第3項又は第4項に規定する者をいう。
- (6) 建築物石綿含有建材調査者講習 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程第2条第2項に規定する講習をいう。

（補助対象建築物等）

第4条 補助の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）、補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、同一敷地内に存する建築物について、この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる回数は、分析調査事業及び除去等事業につき、それぞれ1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第5条 分析調査事業における補助金の交付を受けようとする者は、当該事業を着手する前に、門真市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 建物現況図（付近見取り図・配置図・平面図）
- (2) 調査対象の吹付けの仕様及び施工箇所がわかる図面
- (3) 申請に係る補助対象建築物に吹付けられた吹付け層を示す現況写真又は吹付けられた吹付け層の現況がわかる資料
- (4) 補助対象建築物の登記事項証明書等
- (5) 補助対象建築物の所有者が法人である場合は、当該法人の履歴事項全部証明書
- (6) 申請者が管理組合となる場合は、当該管理組合の組合規約及び当該事業実施に係る決議書の写し

- (7) 前号の場合を除き、当該建築物の所有者と占有者又は居住者が異なるときは、当該事業の実施をしてよい旨の占有者又は居住者の同意書
- (8) 当該事業に要する費用の見積書又はその写し
- (9) 補助金の交付を申請しようとする日における直近の固定資産税及び都市計画税の納税証明書又はこれに類する書類
- (10) 委任状
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 除去等事業における補助金の交付を受けようとする者は、当該事業を着手する前に、交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 建物現況図（付近見取り図・配置図・平面図）
- (2) 施工された吹付けアスベストを示す図面（天井伏図、断面図等）
- (3) 申請に係る補助対象建築物の吹付けアスベストの状況を示す写真又は資料
- (4) 分析調査結果を記した書類
- (5) 補助対象建築物の登記事項証明書等
- (6) 補助対象建築物の所有者が法人である場合は、当該法人の履歴事項全部証明書
- (7) 申請者が管理組合となる場合は、当該管理組合の組合規約及び当該事業実施に係る決議書の写し
- (8) 前号の場合を除き、当該建築物の所有者と占有者又は居住者が異なるときは、当該事業の実施をしてよい旨の占有者又は居住者の同意書
- (9) 当該事業に要する費用の見積書又はその写し
- (10) 補助金の交付を申請しようとする日における直近の固定資産税及び都市計画税の納税証明書又はこれに類する書類
- (11) 施工計画書
- (12) 委任状
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、門真市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について

条件を付することができる。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、門真市アスベスト飛散防止対策事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知書を受け取った日から速やかに補助対象事業に着手するものとし、当該事業に着手したときは、直ちに門真市アスベスト飛散防止対策事業着手届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助申請の取下げ）

第8条 補助決定者は、第6条第1項前段又は第2項の規定による通知を受け取った場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定（以下「補助金の交付決定」という。）の内容又は交付条件に不服があるときは、当該通知を受け取った日から起算して10日以内に門真市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付申請取下げ届（様式第5号）を市長に提出することにより、当該補助金の交付に係る申請を取下げることができる。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、第6条第1項前段又は第2項の規定に基づく当該補助金に係る交付決定はなかったものとする。

（申請事項の変更）

第9条 補助決定者は、補助金の交付決定を受けた後、事業の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ門真市アスベスト飛散防止対策事業内容変更等承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 変更内容がわかる書類
- (3) 分析調査事業又は除去等事業に係る事業費の内訳明細書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、必要と認めるときは、補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容を変更し、門真市アスベスト飛散防止対策事業内容変更等承認通知書（様式第7号）により補助決定者に通知するものとする。

(事業の中止)

第10条 補助決定者は、事情により事業を中止しようとするときは、速やかに門真市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付中止届（様式第8号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 事業の中止の事項に係る図書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第8条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(事業の実績報告)

第11条 補助決定者は、分析調査事業終了後、門真市アスベスト飛散防止対策事業実績報告書（様式第9号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 分析調査結果を示す書類の写し
- (2) 分析機関との契約書の写し
- (3) 分析調査事業に係る明細書及び領収書の写し
- (4) 建築物石綿含有建材調査者講習の修了証明書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助決定者は、除去等事業終了後、実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 施工業者との契約書の写し
- (2) 除去等事業に係る明細書及び領収書の写し
- (3) 除去等事業の完了状況を撮影した写真
- (4) 石綿障害予防規則第5条の規定に基づく届出内容の写し又は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条第3項の規定に基づく届出内容の写し
- (5) 除去等工事後のアスベスト粉じん濃度の測定結果を記載した書類
- (6) 石綿含有廃棄物の最終処理場が確認できる産業廃棄物処理票（マニフェスト）の写し
- (7) 建築物石綿含有建材調査者講習の修了証明書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条各項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助対象事業が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を決定し、門真市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付指令書（様式第10号）により補助決定者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助決定者が規則第15条各号のいずれかに該当すると認められるときは、門真市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助決定者に通知し、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付している補助金があるときは、門真市アスベスト飛散防止対策事業費補助金返還命令書（様式第12号）により、期限を定めてその返還を命じることができる。

（細目）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 項 | 補助対象事業 | 補助対象建築物 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|---|--------|---|--|----------------------------------|--|
| 1 | 分析調査事業 | 吹付けアスベストが施工されているおそれがある建築物（分析調査に関し、他の国庫補助金が交付されていないもの） | 補助対象建築物の所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第1項に規定する区分所有権の目的たる建物の部分で住宅の用に供されるものを有する建築物にあっては、同法第3条に規定する区分所有者の団体）であって、固定資産税及び都市計画税を完納している者（区分所有者の団体である場合にあっては、当該団体の全ての構成員をいう。） | 分析調査事業に要する経費のうち検体の採取等に要した費用を含む経費 | 補助対象経費の10分の10以内の額（1,000円未満の端数は切り捨て）。ただし、1棟当たり250,000円を上限とする。 |
| 2 | 除去等事業 | 分析調査の結果、吹付けアスベストが施工されていると判明したものの（除去等に関し、他の国庫補助金が交付されていないもの） | 補助対象建築物の所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第1項に規定する区分所有権の目的たる建物の部分で住宅の用に供されるものを有する建築物にあっては、同法第3条に規定する区分所有者の団体）であって、固定資産税及び都市計画税を完納している者（区分所有者の団体である場合にあっては、当該団体の全ての構成員をいう。） | 補助対象建築物の除去等事業に要する経費（復旧費用は含まない。） | 補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満の端数は切り捨て）。ただし、1棟当たり4,000,000円を上限とする。 |